

Title	〔商法 一九六〕 有限会社の代表取締役が会社のためにすることを示さないでした酒類等の購入及び金具の借入れについて代表取締役個人に対する履行の請求を認めなかった事例
Sub Title	
Author	米津, 昭子(Shoho kenkyukai) 商法研究会
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1979
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.52, No.12 (1979. 12) ,p.105- 109
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19791215-0105">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19791215-0105</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 判例研究

## 〔商法 一九六〕

有限会社の代表取締役が会社のためにすることを示さないでし  
た酒類等の購入及び金員の借入れについて代表取締役個人に対  
する履行の請求を認めなかつた事例

東京裁判 昭和四八年一〇月三〇日  
昭和四七年(刑)三〇七三号売掛代金請  
求控訴事件  
判例時報 七三六号九一頁、九二頁

### 〔判示事項〕

一、商法五〇四条の適用により代理人に対する履行の請求を認め  
なかつた事例

二、有限会社の代表取締役の振出した約束手形につき会社のため  
にすることが示されていないから会社が振出したとは解されない  
した事例

### 〔参照条文〕

商法五〇四条、手形法七十七条、八条

### 〔事実〕

Yは昭和二七年七月二日に設立した軽飲食店の経営を主たる業  
務とする有限会社A商店の代表取締役である。有限会社A商店の本

店は設立以来東京都中央区内にあつたが、昭和四〇年六月に川崎市  
の駅前に移転し、川崎駅ビル地階で一般食堂を経営し、Xから酒類  
等の購入取引をしていた。その後Yは、特に有限会社A商店の名を  
示しその名において取引をしたものではないが、Yは右会社の代表  
取締役として同会社のために酒類を購入し、この取引にあつても  
「A商店Y」の名で行なつた。

Xは右の取引を行なうにあたり、かねてからYが有限会社A商店  
の代表取締役であることを知つていたが、Yの示す「A商店Y」と  
して取引し、総金額金一六二万四、一六四円に及ぶ酒類の販売と金  
員の貸付けを行つたが、その支払がなかつたので、Y個人に対し本  
訴に及んだ。また、それらの請求が理由がないとされた場合の子備

的請求として、A商店Yが振出し、Xが所持している約束手形三通に基づき、その手形金を請求した。一審ではXが勝訴したので、これに対しYが控訴したのが本件である。

控訴人Yは、この酒類等の購入及び金員の借入れは有限会社A商店の代表取締役として有限会社A商店のために行なつたのであるから、同会社のために行なつたことを示さなくてもそれらの行為は本人である有限会社A商店のために効力を生ずる。しかもその相手方である被控訴人Xは、Yが右会社の代表取締役であることを知つていたから、右の行為は控訴人Yが同会社のためにすることを知りうべきであつたと主張し、Y個人に対する履行請求を拒否した。そして、予備的請求たる手形金の請求についても、右約束手形はいずれも有限会社A商店が振り出したものであるとして争つた。

#### 〔判旨〕

原判決取消。被控訴人Xの主位的請求棄却。予備的請求認容。

「控訴人YはX主張の酒類等の購入及び金員の借入れにつき有限会社A商店の代表取締役として、同会社の名を示して行なつたものではないが、商人である有限会社A商店及び被控訴人Xが右のような営業のためにする行為につき、有限会社A商店の代表取締役である控訴人Yが同会社のためにすることを示さなくとも右の購入及び借入れに関する行為は本人である有限会社A商店のために効力を生じ、しかもその相手方であるXにおいて前認定のとおりYが右会社の代表取締役であることを知つていたのであるから、Yが同会社のために右の行為を知りうべきであつたものというべく、

従つて、控訴人Yにおいて右の行為が同会社のために効力が生じたとして自己に対する履行請求を拒む以上、XはYに対しその履行を請求することはできない。したがつて、XのYに対するその主張の酒類等の販売代金及び貸金の支払いを求める本位的請求は理由がない。」

次に、予備的請求である約束手形金の請求については、「控訴人Yは右約束手形はいずれも有限会社A商店において振り出したものであると主張するけれども、商法第五〇四条は手形行為にはその性質上適用がないと解すべきところ、右各約束手形の振出人の表示は「A商店Y（正確には、双美商店廖ファミ、興威）」となつていて、有限会社A商店のために行なつたことを示す表示がないから、同会社が振り出したものと解することはできない」。したがつて控訴人Yは被控訴人Xに対し約束手形金一六二万四、一六四円及びこれに対する各約束手形の満期後の利息を支払う義務があるとした。

#### 〔評釈〕

本件判旨が判決するに至つた経緯をまとめてみると、控訴人Yは有限会社A商店の代表取締役として同会社のために酒類等を購入し、被控訴人Xに対してはその取引にあたり形式上は「A商店Y」の名において行なつたこと、その際、Yの意思はA商店のために行なつたこと、また、相手方たるXは、Yが取引を行なうにあたり、かねてからYが有限会社A商店の代表取締役であることを知つていたことを認定し、その上で以下の三つのことを判断している。

すなわち、第一は、YはX主張の酒類の購入及び金員の借入れに

つき有限会社A商店の代表取締役として、同会社の名を示して行なつたものではないが、商人である有限会社A商店とXが右のような営業のためにする行為は有限会社A商店の代表取締役であるYが同会社のためにすることを示さなくても本人である有限会社A商店のために効力を生ずること、第二に、取引の相手方たるXは、Yが右会社の代表取締役であることを知っていたのであるから、右の行為はYが同会社のためにすることを知りうべきであつたこと、第三に、Yにおいて右の行為が同会社のために効力が生じたとして自己に対する履行請求を拒む以上、XはYに対しその履行を請求することはできないことである。つまり、Xの主位的請求で控訴人Yを勝訴させたのは、Yの行為は形式上はA商店のためにする代理行為ではなかつたが、相手方がそのことを知っていたこと、ないし、知りうべきであつたことが根拠になつてゐる。

民法では、代理人の意思表示が直接本人に対して効力を生ずるためには、代理権の範囲内において代理人が本人のためにすることを示すことが必要であるとしている（顕名主義という。民法九九条一項）。したがつて、代理人が本人のためにすることを示さないうで意思表示をなせば、それは原則として代理人自身のためにしたものと同視されるが、ただ相手方が本人のためにすることを知り、または知りうべかりしときは、その意思表示は本人に対してその効力を生ずるとしてゐる（民法一〇〇条）。これに対し商法五〇四条は、商行為の代理人が本人のためにすることを示さないうでその行為は本人に対してその効力を生ずるとして非顕名主義をとつてゐるが、相手方

が本人の爲にすることを知らなかつたときは代理人に対して履行の請求をなすことができるとしている。このように、商法の規定が民法とは出発点において正反対であるため、この規定をいかに解すべきかについては、学説上も古くから大きな議論がなされてゐるところであるが、民法も商法も、それぞれその立場を徹底することができなかつたため、今日では代理人が本人の名を顕名せずに行爲しても、相手方がその本人のためにすることを知り、また知ることができたであろう場合には、代理の効果を生ずるとして本人の利益を図り（民法一〇〇条但書）、又商法も、相手方が本人のためにすることをしらなかつた場合には代理人に対して履行請求してもよいとして相手手を保護している（商法五〇四条但書）。したがつて、両者の差異は、相手方がその行為を本人のためにすることを過失なくしてしなかつたとき、民法によればその行為は代理人の行為となるのに対し、商法では、有効な代理行為であるから、本人に請求できるほかに代理人に対し履行を求めてもよいことになる点が異なり（通説。最判昭四三・四・二四民集二巻四号一〇四三頁、實際上の結果は著しく接近しているといえる）。

しかしいずれの立場に立つにせよ、本件の中心は、代理関係の存在を認めうべき事情または外観が存在したか否かである。一般に本人のためにすることを示すとは、代理関係が表示されることで、そのことは行為者が本人の代理人であることを明瞭に示さなくてもすべての事情から判断してその趣旨が明らかになればよいと解されてゐる（我妻・新訂民法総則三四五頁）。そして通常は「A某代理人B某」

と表示するが、本人の営業における「出張所主任」と肩書きすることなども代理意思の表示になるとされている。また、一定の営業所内における被傭者の行為などは、一般にその営業者のためにすることが示されていると解されている(我妻・前掲三四五頁)。本件では、Yは有限会社A商店の代表取締役として同会社のために酒類を購入し、Xに対してはその取引にあたり「A商店Y」の名において行なつたことが認定されているのであるから、私は、これは本人のため

にすることを示してなした行為と解してよいのではないかと考える。本判旨はここまで認定しながら、なお有限会社A商店代表取締役として同会社の名を示して行なつたものではないとしているのは何故かが疑問であり、ここにいう本人のためにすることを示すとはいかなる点まで示せばよいと考えているのか疑問に思うのである。

次に、相手方が「本人のためにすることを知らないとき」とはいかなる意味かが問題となるが、これは、代理人が本人のためにすることを示さず、代理関係の存在を認めうべき事情または外観が存在せず、相手方が代理人が本人のためにすることをしりうべきでないときである。すると、本件では、YはA会社の代表取締役としてA商店の代表権限を有することは認定されていても、それだけでは知っていたことにはならず相手方がその行為が代表取締役としての行為であることを知つていなければならぬと考える。何故ならばこの規定は、代理人の意思表示が本人のためにするものであることを知らない第三者を保護する目的のものであるからである。顕名しないで意思表示がなされても、相手方が本人のためにするものであること

を知つていたかあるいは過失によつてそれを知らなかつた場合であるからである。このように解すると、本件の場合、本判旨のごとく、かりに本人のためにすることを示さないとときだと解しても、相手方は本人のためにするものであることを知つていたことにはならないから、商法五〇四条但書でXの本位請求でも代表取締役たるYに請求できることになるように思われ判旨の結論は疑問である。

次にXの予備的請求たる本件手形については、控訴人Yが右約束手形はいずれも有限会社A商店が振り出したものであると主張しているのに対し判旨は「商法第五〇四条は手形行為にはその性質上適用がないと解すべきところ、右各約束手形の振出人の表示は「A商店Y」(正確には双美商店廖ファミ、興威)となつていて、有限会社A商店のためにすることを示す表示がないから、同会社が振り出したものと解することはできないと判断している。そこで手形上第三者のためになす署名の方法が問題となる。法人が手形行為をなすには、その機関たる代表者によつて行なうが、その場合は法人の代表者が法人のためにする旨を表示して、代表者自身が署名する(多数説及び最判昭和四一・九・一三民集二〇巻七号一三五九頁)。しかし、この「法人のためにする旨の表示」の仕方については別段の定めがなく、本人のためにすることを認識できる程度の記載があればよい(大判明治四〇・三・二七民録一三輯三五九頁参照)。

ところで本件手形は「A商店Y」という署名がなされているわけであるが、この判断に際して手形外の事情を斟酌することができないことは手形の文言証券性から当然である。しかし実際上は、手形

上の記載だけからは、法人のためにする旨の表示があるとも、また、単に代表者個人の署名があるにすぎないとも、いずれにも解しうる場合がある。その際、それをそのまま認めて、手形取得者の保護のために、所持人は法人にも署名者にも請求できるとし、ただ請求を受けた者は真実どちらの趣旨でなされたかを知っている場合には直接の相手方に対してその旨の人的抗弁を主張しうる（最判昭和四七・二・一〇民集二六卷一七頁）とするほかないのか、それともこの場合は、たんに不明確な署名をした振出人だけに責を帰すべきものなのか、かかる不明確な手形をよく確かめずに取得した所持人にも問題があると考えるべきかなどの問題があるように思われる。本件では少くともたんに法人名の表示があつたに過ぎないようであるが、印章があればその印章も含めて判断し、そこに法人の代表を示

す文言が含まれていればそれも判断基準にしてよいと考える。その場合でも、印章の中に法人名、代表文言の表示のみがあれば足りるのか、個人の記名捺印の場合にどのような印章が押捺されていてもよいということと区別できるかどうか問題となる。

本判旨に表われている事実関係からは、約束手形の表示が「A商店Y」（双美商店廖ファミ、興威）となつていただけなのか、印かんが押捺されているのか否か明らかではないが、おそらく「A商店Y」とのみ表示されていたのであろう。いずれにしても、本判旨がいかなる意味からこの約束手形がA商店の振り出したものと解することはできないとしたのか明らかではなく、これについての判断基準が示されるべきであつたと考える。

米津 昭子

## 〔最高裁判事例研究 一七二〕

昭和五四<sup>2</sup>（最高民集三三卷一  
一七九頁）

実体上の無効原因がある公正証書に基づく不動産の強制競売手続が完結した場合と競落人の所有権取得

所有権移転登記手続請求事件（昭和五四・二・二二・一小判）

X（原告・控訴人・上告人）は本件土地を所有し、これを同地上の建物とともにZ（補助参加人）に使用させていた。Zは昭和三五年一月三

一日、訴外A信用組合より金七五〇万円を借受け、Xは右貸借の際、Zのため連帯保証をなした。これらの当事者間に右貸借及び連帯保証等内容をとする金銭消費貸借契約公正証書が作成された。訴外A信用組合はZの右借受金返還義務不履行を理由に右公正証書の執行力ある正本に基づき連帯保証人たるXの所有する本件土地及びその地上建物につき強制競売の申立をなした。昭和三六年七月二八日右強制競売開始決定がなされ強制競売手続が実施された。競落期日において訴外A信用組合は本件